

動物実験施設(鳥取地区) 利用マニュアル

(平成20年7月15日制定)

(令和2年5月14日)

1. 動物実験施設使用心得

1) 実験動物(注), 動物実験に対する基本的態度

- ① 動物は常に動物愛護の精神に基づき取り扱い, 適切な飼育管理を行う。
- ② 実験に用いる動物は, その目的に合う適切なものを選び, 必要最低限の数に抑えるように努める。
- ③ 動物を取り扱うときは, 人獣共通感染症病, 動物相互の感染症等の感染事故を予防するため細心の注意を払う。

注 この利用の手引きは, 鳥取地区動物施設の利用方法を記したものである。ここでは, 便宜的に実験動物を次のように分類し, 飼育室の利用方法について説明する。

- ・げっ歯類: マウス・ラット・ウサギ・モルモット等
- ・イヌ・ネコ
- ・鳥類: ニワトリ等

2) 使用の制限または禁止の措置

規則等を遵守せず, 他に著しく迷惑を及ぼした場合, 施設運営会議に諮り, 施設長は関係者に注意を与え, さらに使用の制限または禁止の措置を講じる。

2. 一般飼育室などの利用方法

1) 動物実験計画申請書の提出

動物実験計画申請書を動物実験委員会事務局に提出し, 動物実験委員会の承認を得た者以外は動物実験施設を利用できない。

2) 講習会と利用者登録

施設利用申請書を施設長に提出し, 利用者講習を受講した後に利用者登録を受けた者以外は動物実験施設を利用できない。

3) 動物の搬入

- ① 動物を生産業者等から新規に導入する場合、原則として予めその動物が病原体を保有していないことを証明する書類(検疫・検査証明書)のコピーを施設長に提出する。原本については利用者が保管する。ただし、定期的に動物を納入し、微生物モニタリング成績を発行している大手動物生産機関等(日本チャールズリバー、日本クレア、日本エスエルシー、Jackson Laboratory、Taconic、東京実験動物)からマウスあるいはラットを導入する場合は検査証明書の提出は必要としない。
- ② 業者を経ずに利用者が動物を直接持ち込もうとする場合は、施設長ならびに関係部会委員(各実験動物の担当者)に必ず相談する。動物の入手に当たって必要な法的手続きは、各利用者が行う。

4) 動物の検疫

- ① 施設に搬入する動物には部会委員が所定の検疫を行う。ただし定期的に動物を納入し、検査証明書を発行している大手動物生産機関など、施設が動物の経歴・運搬方法などから安全と判断したものは、検疫を免除する。なお、イヌについては、法令に基づく畜犬登録、狂犬病予防注射を必ず行う。
- ② 他の研究機関などからの動物の搬入の場合、また、検査証明書などによる確認が困難な場合、次のいずれかの方法により搬入を認める。これらの方法は時間と経費を必要とするので、あらかじめ関係部会委員および施設長に相談する。

☆他の研究機関等からの動物の搬入

まず、系統・頭数・搬入元などを把握するために、搬入元の検査証明書を提出する。病原体のないことを確かめるために、分与元と協議する場合があるので、出来るだけ早めに施設長および関係部会委員に相談する。検査証明書はおおむね3ヶ月以内の新しいものとする。マウス・ラットの現在の検疫項目は別記のとおりだが、新知見により、随時見直しの可能性がある。

* 検疫手順

A. 検査証明書のある場合

1. 飼育状況などについて搬入元と協議し、検査結果に問題がなければ搬入を許可する。搬入日・輸送方法などの打ち合わせをして一般飼育室に搬入する。
2. 搬入元の検査結果に問題があるときは、下記Bの対応とする。

B. 検査証明書のない場合

1. マウス・ラットについては原則として搬入を認めない。また検査結果に問題があった場合は、搬入元あるいは第三者機関等で胚移植による微生物クリーニングを実施したのち、新たに検査証明書を提出する。
2. その他の動物種については、搬入日・輸送方法などを関係部会委員および施設長と打ち合わせた後、検疫方法を決定する。検疫において採血・解剖等を実施する場合は最低2頭を要する。
3. 2. の検査が陰性であれば一般飼育室へ移動する。陽性の場合、処分等を検討する。

- ③ 動物の搬入から実験開始までの期間に検疫期間を見込んでおく。
- ④ 実験に不適当と判断された動物は、施設長が利用者と協議の上、処置する。

5) 施設への出入り

- ① 動物実験施設(鳥取地区)の利用登録者で、動物実験責任者並びに動物実験実施者のみ施設への出

入りを認める。ただし、設備の保守点検等、特段の理由で立ち入りの必要がある場合には、予め施設長に相談し、原則として施設長あるいは関係部会委員の指導・立ち合いのもとで立ち入りを認める。

- ② 入館の際は、施設入り口で上履きに履き替える。
- ③ 施設内での飲食および喫煙は一切禁止する。
- ④ 施設出入口は、部外者侵入防止のため常に必ず施錠する(確実にドアを締め、オートロック状態にする)。

6) 動物の飼育

- ① 各飼育室では飼育室用実験衣・マスク・手袋を着用する。実験衣等は各自で用意する。
- ② 利用者は実験動物管理記録をつけるとともに、月末に飼育頭数を関係部会委員に提出する義務がある。利用者は、動物の飼育・実験中に生じた動物の増減を実験動物管理記録に記入する。
- ③ 各飼育室の照明は、飼育室ごとに設定された時間に自動点消灯する。消灯時間中に手動点灯して入室したときは、退室時に自動点消灯に戻して消灯を確かめる。
- ④ 飼育する動物の給餌・給水および床敷き・ケージ交換は利用者が各自で行う。餌・床敷き・ケージ等の保管には倉庫室の棚を利用する。
- ⑤ 収容動物数は過密とならないよう配慮する。動物の維持管理については部会委員の指示に従う。
- ⑥ ケージを開閉した時は、逃亡防止のため、ドアおよびフタが確実にしまっているか確認する。
- ⑦ 飼育室・実験室の扉の開閉は最小限にし、確実に閉める。
- ⑧ 実験処置等のためやむを得ず動物を搬出する場合はケージをコンテナ等に入れ、逃亡や外界との接触が無いよう十分配慮する。特に遺伝子改変動物の移動・運搬にあたっては、法令を遵守する。なお、イヌの搬入出の際には玄関ではなく運動場側通用口を使用し、廊下等共通利用区域を歩行させないようにする。
- ⑨ ケージは清潔を維持するため、床敷きなどの交換と清掃を適切に実施する。不適切な場合は飼育禁止等の対象となる。飼育室の掃除は、利用者が交替で行なう。不明な点については関係部会委員に相談する。

7) 施設設備・機材および共通利用区域などの利用

- ① 施設の設備・機材等は原則として共同利用であり、大切に使用する。
- ② 設備・機材等を移動した場合は、必ず元の位置に戻す。施設外へ持ち出しは原則として禁ずる。
- ③ 共通利用区域(廊下、玄関、汚物洗浄室、倉庫等)は施設長の指示に従って適切に使用するとともに、利用者が交替で清掃を行う。

8) 施設への機器類の持ち込み

- ① 機器類の持ち込みを希望する場合は、あらかじめ機器類持込願を施設長に提出する。簡単な解剖器具および注射器などの実験器具については届出は不要であるが、滅菌済みディスポーザブルあるいは適宜消毒・滅菌等を施した清浄な器具類を使用する。

- ② 持ち込んだ機器類は原則として共同利用とする。ただし、共同利用ができない機器類は、あらかじめ単独使用する旨を機器類持込願に記載する。
- ③ 持ち込んだ機器類には、教室名、責任者名、持ち込み期限を表示する。

9) 動物および廃棄物の処分、処理

- ① 実験を終了した動物、および使用する予定がない動物は原則として速やかに処分する。
- ② 動物を処分する場合は適切な安楽死処分方法を採用する。
- ③ 動物の死体・臓器は農学部焼却炉で焼却可能な袋に入れて、利用者各自が適切に処分する。まとめて焼却処分する際は、各研究室に持ち帰り冷凍保管する。

10) 安全管理・対策・緊急時対応等

- ① 実験実施にあたっては、安全確保に細心の注意を払う。機器の取扱いなどに注意し、事故を起こさないようにする。
- ② 地震・火災・漏水等の異常を発見した場合は、別途定める連絡網に従って直ちに連絡する。
- ③ 向精神薬および麻薬に該当する麻酔薬等は施設内で保管することはできない。その都度、必要量を持ち込んで使用する。
- ④ 動物アレルギー予防のため、室内ではマスク・手袋を着用する。動物に噛まれた場合は、応急処置後、動物実験責任者に連絡し、必要な場合は医師の診察を受ける。特に、直後から気分が悪くなりアナフィラキシーショックが疑われる場合は、直ちに受診する。

11) 逃亡動物の取扱い

- ① 逃亡動物は器材を破損するばかりでなく、感染などにより実験精度を下げる原因ともなるので、逃亡防止に留意する。
- ② 逃亡動物を発見した場合、速やかに捕獲するか、不可能な場合は施設長および関係部会委員に大至急連絡する。
- ③ 所属不明の動物を発見した場合は、逃亡動物を捕獲した旨を関係者に周知し、一定期間申出のない場合は処分する。

12) 動物実験の終了・中止

動物実験を終了または中止した場合、動物実験(終了・中止)報告書を動物実験委員会事務局に提出すると共に、施設内を整理する。

13) その他

施設の利用上不便を感じたり、疑問を感じたりしたときは関係部会委員あるいは施設長に相談する。

3. 感染飼育室(P2)利用方法

1) 飼育室への出入り

- ① 感染飼育室では飼育室用実験衣・マスク・手袋を着用する。実験衣等は各自で用意する。
- ② 必要に応じて室内の殺菌灯を点ける。
- ③ 感染飼育室に出入りする期間はできるだけ他の飼育室に出入りしない。やむを得ず一般飼育室にも入室しなければならない場合は、一般飼育室で作業した後に感染飼育室に入る。
- ④ 適切な消毒処置を施した後、退出する。

2) 動物・器材の搬入・搬出

- ① 業者から搬入された動物は、利用者が飼育室に持ち込む。
- ② 感染飼育室から未滅菌の動物の搬出は認めない。
- ③ 実験器具などを持ち出す場合は、オートクレーブや消毒薬で適切な処理をする。

3) 実験処置

- ① 実験期間中、利用者は、飼育室備え付けの消毒薬で適宜消毒し、室内を安全かつ清潔に保つよう努める。
- ② 誤って感染性のものを床に落としたときは、備え付けの消毒薬で消毒した後、清掃する。
- ③ 飼育室および前室の流し台の排水口には、血液・有害物質などを決して流さない。

4) 廃棄物

- ① 廃棄物は、備え付けの滅菌缶またはオートクレーブ用袋に入れる。死体・臓器は、農学部焼却炉で焼却可能な袋に入れてから滅菌缶に入れる。オートクレーブ終了後は、各自で適切に処理する。
- ② 使用済みケージ等は、オートクレーブや消毒薬で適切な処理をする。

別表： 検疫の内容

1) イヌ

検疫期間： 10日間以内

対象疾病： イヌパルボウイルス病, ジステンパー, 犬糸状虫症, 犬回虫症, 犬鞭虫症

検疫方法： 特徴的臨床症状(下痢, 嘔吐, 流涙, 痙攣など)の外貌検査

処置： 外部寄生虫薬による薬浴, 駆虫薬投与, 8種混合ワクチン接種(ジステンパー・アデノウイルスⅠ型・アデノウイルスⅡ型・パラインフルエンザ・イヌパルボウイルス・コロナウイルス・レプトスピラ (2種類))

2) ネコ

検疫期間： 10日間以内

対象疾病： 汎白血球減少症, カリシウイルス感染症, ウイルス性鼻気管炎, 猫回虫症

検疫方法： 特徴的臨床症状(削瘦, 鼻汁, 流涙, 下痢など)の外貌検査

処置： 外部寄生虫薬による薬浴, 駆虫薬投与, 3種混合ワクチン接種(汎白血球減少症, カリシウイルス感染症, ウイルス性鼻気管炎)

3) ウサギ・モルモット

検疫期間： 7日間以内

対象疾病： 肺パスツレラ, 気管支敗血症, 耳疥癬

検疫方法： 特徴的臨床症状(鼻汁漏出, 痂皮形成など)による外貌検査

4) マウス・ラット

※検査証明書(微生物モニタリング成績)がない, あるいは下記の病原微生物についての検査結果に問題がある動物の搬入は原則として認めないため, 施設内での実質的な検疫作業は行わない。

検査証明書項目

マウス: *Corynebacterium kutscheri*, *Mycoplasma pulmonis*, *Salmonella* spp. *Clostridium piliforme*

(Tyzzer菌), Sendai virus, Ectromelia virus, LCM virus, Mouse hepatitis virus (MHV), 消化管内原虫, 外部寄生虫, 蟯虫(ネズミ大腸蟯虫)

ラット: *Corynebacterium kutscheri*, *Mycoplasma pulmonis*, *Salmonella* spp., *Bordetella bronchiseptica*,

Clostridium piliforme (Tyzzer菌), Sendai virus, Hantavirus, Sialodacryoadenitis virus (SDAV), 消化管内原虫, 外部寄生虫, 蟯虫(ネズミ大腸蟯虫)

令和3年度 電話番号一覧

名称	内線	外線
鳥取大学研究推進機構	-	0857-31-5609
鳥取地区動物施設 施設長	5360	0857-31-5573
施設環境部	2380	0857-31-6746
研究推進課 研究助成係	2712・2711	0857-31-5494
動物実験委員会事務局	146475	0859-38-6472
げっ歯類担当部会委員(実験動物学)	5362・5360	0857-31-5573・5637
イヌ担当部会委員(獣医神経病・腫瘍学)	5330	0857-31-5433
ネコ担当部会委員(獣医内科学)	5321	0857-31-5432
感染飼育室/鳥類担当部会委員(獣医公衆衛生学)	5341	0857-31-5595
警務員室	2259	0857-31-6757
救急・消防		119
警察署		110

緊急時の連絡網

